

愛知県立時習館高等学校と学校法人愛知医科大学との高大連携に関する連携協定書

愛知県立時習館高等学校（以下「甲」という。）と学校法人愛知医科大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙との高大連携に基づくアントレプレナーシップ教育、すなわち自らの人生を切り拓くために必要な資質と能力を育む教育の推進並びに医療分野に貢献する人材の育成に必要な事業の実施に向けて、相互に連携し協力することで、健康で持続可能な地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業について、相互に連携し協力して実施するものとする。

- (1) 医志（医療分野に携わる者として求められる崇高な志）を醸成する事業
- (2) 医師を含む医療分野全般において活躍する人材の育成につながる事業
- (3) 医療の現状と可能性を理解した上で、甲の生徒の進路希望の実現に寄与する事業
- (4) 医学教育や医療現場の実態や魅力等について甲の生徒へ周知啓発する事業
- (5) 乙並びに医療に携わる者が、現在の高校生の考え方を知るための事業
- (6) 前項各号に掲げるもののほか、高大連携の実現に関し必要な事業

（連携体制）

第3条 前条各号に掲げる事業の実施内容、実施時期、実施方法及びそれぞれの役割等の具体的な事項については、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

- 2 前条各号に掲げる事業を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。
- 3 乙は、前条各号に掲げる事業の実施の一部を、甲の承諾を得て、乙の関係者に行わせることができる。

（秘密保持）

第4条 甲又は乙が相手方に開示する秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体若しくは物件（複写物及び複製物を含む。以下「秘密情報等」という。）の取扱いについては、別紙『秘密保持等の取扱いについて』に定めるとおりとする。

- 2 甲及び乙は、第4項に定める場合を除き、第2条の連携及び協力の検討並びに実施により知り得た秘密情報等を、相手方の書面による事前承諾を得ずに、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。
- 3 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。
- 4 甲又は乙は、法令及び条例に基づき秘密情報等の開示が義務付けられた場合には、事前に相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも、本協定に対する書面による特段の意思表示がないときは、本協定の有効期間は1年間更新するものとし、以後も同様とする。

- 2 本協定は、解除を希望する日の1か月前までに、書面をもって相手方に通知することにより、解約することができる。
- 3 甲及び乙は、毎年3月末までに、本協定の取扱いについて確認することとする。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲及び乙は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これに準ずる反社会的勢力に対して、一切の関係を持たないことを表明する。

- 2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求
 - (2) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は業務等を妨害する行為
 - (3) その他前各号に類似する一切の行為
- 3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（疑義の解決）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

附則 本協定は、2026年（令和8年）4月1日から発効する。

本協定の締結を証するため、本書について各2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有する。

2026年（令和8年）3月26日

甲 所在地 愛知県豊橋市富本町
代表者 愛知県立時習館高等学校
校長

寺田 安孝



乙 所在地 愛知県長久手市岩作雁又1番地1
代表者 学校法人愛知医科大学
学長

祖父江 元

